

ほ装工事における電子入札対象範囲の拡大について

ほ装工事の入札について、平成23年7月1日公告分から、予定価格500万円未満の工事についても電子入札となりますのでお知らせします。（※1）

- 「公告の期間」、「設計図書に対する質問及び回答」、「工事内訳書の提出」についての取扱いは、電子入札になっても変更ありませんが、電子入札システムによる応札時に、システムにより「担当者連絡票」を提出いただく必要があります。

	現 行		平成23年7月1日以降公告分	
工事の種類	ほ装工事		ほ装工事	
予定価格	500万円未満	500万円以上	500万円未満	500万円以上
応札方法	紙入札 (持参方式・簡易型)	電子入札	電子入札 (※2)	電子入札
公告期間	10日以上	15日～25日以上	10日以上	15日～25日以上
設計図書に対する質問回答	なし	あり	なし	あり
工事費内訳書の提出	不要	必要	不要	必要
担当者連絡票の提出	不要	必要	必要 (※3)	必要

- ※1 今回紙入札から電子入札に変更するのは、予定価格500万円未満の「ほ装工事」のみです。
ほ装工事以外の工事については、予定価格500万円未満の工事は従来どおり紙入札（持参方式・簡易型）で変更ありません。
- ※2 電子入札による応札方法については、和歌山県公共工事等電子入札のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>）のメニュー内「電子入札事前準備」をご覧ください。
- ※3 担当者連絡票は、入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするための資料です。電子入札システムにより入札書を提出する際には、担当者連絡票の添付が必要となります。
担当者連絡票の様式は、和歌山県公共工事等電子入札のホームページのメニュー内「運用基準/様式/要領」に記載されていますので、ご覧ください。